

山梨県選挙管理委員会告示第三十一号

山梨県の区域において衆議院議員総選挙が行われるため、令和六年十月十日から衆議院議員総選挙の期日までの間、山梨県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和六年十月十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博